

令和3年 教育委員会第13回定例会 会議録

日時 令和3年7月27日（火） 午後3時00分～午後3時51分
場所 教育委員会室（オンライン）

議事日程

第1 協議

【子ども総務課】

(1) 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

【指導課】

- (1) 令和4年度使用中学校中等教育学校（前期課程）教科用図書採択【秘密会】
(2) 令和4年度使用特別支援学級用教科用図書採択【秘密会】
(3) 令和4年度使用中等教育学校（後期課程）教科用図書採択【秘密会】

第2 報告

【文化振興課】

(1) 千代田区文化財保存活用地域計画の策定

【指導課】

- (1) いじめ、不登校、白鳥教室の状況報告（6月）
(2) 令和3年度指導課訪問の実施について

第3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
(2) 広報千代田（8月5日号）

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育委員	金丸 精孝
教育委員	中川 典子
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（12名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江

子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	小原 佳彦
指導課長	山本 真
統括指導主事	田中 博
文化財担当課長	永見 由美

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

子ども総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

堀米教育長 開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は傍聴許可することとします。ご了承ください。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えてあるテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。

それではただいまから令和3年教育委員会第13回定例会を開会します。本日教育委員は全員出席です。今回の署名委員は長崎委員にお願いいたします。

◎日程第1 協議

【子ども総務課】

- (1) 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

【指導課】

- (1) 令和4年度使用中学校中等教育学校（前期課程）教科用図書採択【秘密会】
- (2) 令和4年度使用特別支援学級用教科用図書採択【秘密会】
- (3) 令和4年度使用中等教育学校（後期課程）教科用図書採択【秘密会】

堀米教育長 議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を子ども総務課長、お願いします。

子ども総務課長 はい、子ども総務課長です。本日幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、そして私の子ども総務課長です。オンライン出席をしている幹部職員は私が職名を呼び上げますので返事の方をよろしくお願いいたします。文化財担当課長。

文化財担当課長 はい、文化財担当課長永見でございます。よろしくお願いいたします。

子ども総務課長	子ども支援課長。
子ども支援課長	はい、新井です。よろしくお願いします。
子ども総務課長	子育て推進課長。
子育て推進課長	はい、中根です。
子ども総務課長	児童・家庭支援センター所長。
児童・家庭支援センター所長	はい、児童・家庭支援センター所長です。
子ども総務課長	子ども施設課長。
子ども施設課長	はい、赤海です。こんにちは。
子ども総務課長	学務課長。
学務課長	はい、学務課長小原です。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	はい、ありがとうございます。指導課長。
指導課長	はい、指導課長山本です。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	九段中等教育学校経営企画室長。
九段中等教育学校経営企画室長	はい、九段中等大塚です。よろしくお願いします。
子ども総務課長	はい。
	以上のおり全員出席でございます。よろしくお願いいたします。
堀米教育長	はい、ありがとうございました。議事日程をご覧ください。日程第1の協議事項、指導課所管、①令和4年度使用中学校・中等教育学校前期課程教科用図書採択、②令和4年度使用特別支援学級用教科用図書採択、③令和4年度使用中等教育学校後期課程教科用図書採択の3件につきまして、本件は意思形成過程であるため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として取り扱わせていただきたいと思います。本件を秘密会で取り扱うことにつきまして決をとりますので、賛成の教育委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
堀米教育長	全員賛成ですので、本件につきまして会議の最後に取り扱わせていただきます。
	それでは、日程第1協議事項に入ります。日程第1協議、令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につきまして、子ども総務課長ご説明をお願いします。
子ども総務課長	はい、子ども総務課長です。令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてご説明をいたします。資料の方をご覧ください。この点検及び評価についてはご存知のとおり、地方行法第26条の規定に基づき、毎年教育に関し学識経験を有する者の知見を活用しながら、教育委員会において点検、評価を行ない、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ること、区民への説明責任を果たし区民に信頼される教育行政を推進することを目的としてございます。
	2の実施方針の方をご覧ください。実施方針の(1)でございます。今年度は教育委員会における総括的な課題の中で横断的に取り組んでいる事

項について、前年度の進捗状況などを取りまとめ、成果課題を分析し議論を深め、今後の方向性を示すものとしたというふうに考えてございます。具体的な事項につきましては、裏面の方をご覧ください。

3の実施事項案でございます。実施事項2つ考えてございます。1つ目は、発達支援及び特別支援教育の推進について、2つ目が保育園、こども園、小学校の連携です。

まず1つ目の発達支援及び特別支援教育の推進については、心身の発達に課題がある未就学児への支援の中心である子ども発達センター「さくらキッズ」は、平成24年12月に開設され、さまざまな事業を拡充し現在に至っております。また、障害のある幼児、児童、生徒の自立と社会参加に向けた適切な指導や支援を実施しております特別支援学級についても、来年度拡充する予定となっております。

2つ目の保育園、こども園、幼稚園と小学校との連携については、乳幼児期の保育教育の充実と小学校への円滑な接続を行うため、「千代田区の子どもたちのための就学前プログラム」を平成25年度に策定し、学校体験や合同子ども会、保育士と幼稚園教諭の人事交流などさまざまに取り組んでいるところでございますが、現在そのプログラムの見直しをしているところでございます。この2つの事項をともに今のタイミングで点検、評価を行うことが有意義であるというふうに考えまして、この2事項を提案するものでございます。

4つ目有識者の名簿でございます。現在の有識者の任期は令和5年3月31日になっておりますので、昨年度と同じ方々でご議論いただく予定としてございます。

5つ目、今後の日程でございます。本日実施項目をご選定いただきまして、9月から11月に有識者会議を2回から3回程度実施いたしまして、12月の教育委員会にて点検及び評価を実施し、1月に報告書を作成、2月に区議会への報告、ホームページでの公表を考えてございます。説明の方は以上でございます。

堀米教育長 はい、1の目的、2の実施方針。これについての総括的な課題の中で横断的に取り組んでいる事項についてということで、3の実施項目案、特にこの(1)(2)について、ここに例示をさせていただきました。これについてご質問等がありましたらお願いいたします。

はい、中川委員。

中川委員 質問ではないんですけども、発達センター「さくらキッズ」はオープンしてからだいぶ経って実績を上げてきました。お子さんに心配をお持ちの保護者の方にはすごく頼りにされていると思うんですね。そして垣根がなくなったというか、積極的に早くから相談してみたいと思うようになってきています。もう平成24年からずいぶん経ってますから、一度そういう総括を試みるのはとてもいいことではないかなというふうに思いました。

堀米教育長 ありがとうございます。（１）については平成24年から発足しているということで、この辺で一度総括したらどうかというご意見でございました。他にございますでしょうか。金丸委員。

金丸委員 私はこのテーマを上げることは非常に有意義だというふうに思っているんですが、他方で点検と評価をどういう形でするかが、ちょっと見えないなと。いずれもこれから変えていこうという状況ですよね。そうすると、変えていく方向性を議論するのか、そうじゃなくて、今ここでやっつけている問題があるから、こういうことやらなきゃいけないという話で止めるのか、その辺がちょっとよくわからないなという感じがいたしました。

堀米教育長 はい、これについては。

子ども総務課長 子ども総務課長です。現状と課題、事務局の方で整理するっていうことも1つありますし、現行の状況を総括的に分析していくということも1つあります。その中で有識者の意見をいただいて、その現状の課題を今後整理していく上で、今後に向けてこう活かせるものもあるとか、そういったことも含めて議論をし、今後の方向性まで含めた議論にできればいいなというふうには考えているところでございます。

堀米教育長 ありがとうございます。今後の方向性も示すものというところで考えているということでございます。他にございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長 よろしいでしょうか。では、この案と書いてあります。実施項目案と書いてありますが、この1点2点（１）（２）ということを進めていくということでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

◎日程第2 報告

【文化振興課】

(1) 千代田区文化財保存活用地域計画の策定

【指導課】

(1) いじめ、不登校、白鳥教室の状況報告（6月）

(2) 令和3年度指導課訪問の実施について

堀米教育長 日程第2、報告事項に入ります。千代田区文化財保存活用地域計画の策定につきまして、文化財担当課長、説明をお願いします。

文化財担当課長 はい、文化財担当課長でございます。千代田区文化財保存活用地域計画の策定について、この度この計画策定に取りかかることになりましたので、ご報告申し上げます。資料をご覧ください。まず1番で、この文化財保存活用地域計画とはどういうものかということでございますが、平成31年の文化財保護法の改正によりまして、法に位置付けられた、区市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画でござ

ざいます。地域における文化財の総合的な保存と活用に関する基本的な方針ということでございます。

次に2番、千代田区文化財保存活用地域計画の策定の趣旨、策定の目的でございますが、千代田区の文化財の保存と活用に関する基本的な方針を策定して、未指定も含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその保存と継承に取り組んでいくというものでございます。

3番でございます。地域計画の区の中での位置付けでございますが、「ちよだみらいプロジェクト」や「千代田区文化芸術プラン」を上位計画としまして、区内の文化財に関する総合計画で分野別での行政計画でございます。文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープラン的な意味合いと、短期的に実施する具体的な事業を記載していくアクションプランの両方の役割を担っております。

続いて4番でございます。地域計画の主な記載事項でございますが、こちらは地域の文化財を総合的に把握するための調査に関すること、どういふ調査をやっていくかというようなこと、また、地域の歴史文化の特徴、それから目指すべき方向性や将来像、文化財の保存と活用に関する課題と方針、具体的な事業や施策など、文化財の保存と活用を推進する体制、どういふふうに進んでいくかというようなことを記載してまいります。こちらは文化財保護法の中で、この地域計画とはどういふことを書いていくということが文化庁より示されており、それに則って4番を書かせていただいております。

次に5番の策定スケジュールと6番の各年度の取り組み内容と、あとカラーでおつけしておりますスケジュール案を併せてご覧いただきたいんですが、この計画策定のスケジュールでございますが、令和3年度から5年度までの3か年を予定しております。まず令和3年度でございますが、千代田区の文化財の現状把握ということで、総合調査や区民の方へのアンケート調査、あと総合調査と意識調査、アンケート調査の結果のとりまとめを初年度にして現状把握を行います。

2年目にその現状把握したものを土台にしまして、千代田区の歴史文化の特徴の検討をいたします。総合調査の結果に基づく課題の洗い出しや地域計画の具体的な作成に取りかかってまいります。

最後、3年目に地域計画策定とパブリックコメントの実施。パブリックコメントをその地域計画の中に反映していき、最終的には文化庁の認定までを目指していく予定でございます。

次に7番の計画策定体制でございますが、千代田区文化財保存活用地域計画策定委員会を組織いたしまして、取り組む予定でございます。どういふメンバーで取り組んでいくかというのが、文化庁の地域計画策定の指針にございまして、(2)の主な委員構成でございますが、文化財保護審議会の委員の先生や各歴史分野の学識経験者の方、区民の方からなる文化財保護調査員、町会の代表や商工振興の代表の方、観光団体の代表の方、教

育関係者の方、図書館関係者、文化財所有者、区内の博物館や美術館の代表の方等から約20名の方で構成する策定委員会を組織して取り組んでまいります。行政関係の方は今申し上げた各分野の代表の方に関連する所管の部長と各課長の方がメンバーになって策定をしていく予定でございます。

8番につきましては、根拠規定を書かせていただいたのと、あと東京都が今年度大綱を策定する予定であると聞いております。簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

堀米教育長 ありがとうございます。ご質問がありましたらお願いいたします。

はい、金丸委員。

金丸委員 この千代田区文化財保存活用地域計画策定委員会の委員の任命権者は誰なんですか。

文化財担当課長 これは教育委員会になります。今、文化財保護行政は、補助執行で地域振興部文化振興課の方で行っておりますが、この地域計画の委員の任命権者というのは教育委員会の方になります。

金丸委員 このスケジュール表を見ると、令和3年2021年の7月までにとにかく8月の初めまでに委員の委嘱が必要だとなっているんですけども、教育委員会で選定をするとすると、今日のこの場で選定しないと委嘱ができないんじゃないかという心配をしたんですが。

文化財担当課長 文化庁の指針に則って（2）の委員の主な構成ということで、各地域を構成する団体の方には昨年度からご相談を差し上げて推薦依頼をさせていただいて、委員の方はご内諾をいただいているような状況でございます。第1回目の時、8月の初めに予定をしているところなんですが、その段階で委嘱をさせていただくという予定で今進めております。

金丸委員 ということはこの委嘱というのは教育委員会の権限かもしれないけれども、教育長の専権事項のようなものだというふうに理解してよろしいでしょうか。

文化財担当課長 そうですね。補助執行の中でやっております、教育長の専決区分は副区長になっておりますので、こちらの地域振興部の方で進めさせていただいたというところでございます。

金丸委員 それは構わないです。そういう実態だってことはわかっているからいいんですけど、もし委員の選任が教育委員会の権限であるとする、教育委員会でやるのか、それとも教育委員会から教育長に委任されている事項の中にあるから、教育長がご判断されて教育委員会にはかけないよということになるのか、それともさらに部長に移譲されているから教育委員会にかけないよということになるのか、その辺の手続きがどうなっているか知れたかったのですが。

堀米教育長 はい、大事なことだと思います。一旦整理をお願いします。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

金丸委員 じゃあもう1点質問が。

堀米教育長 はい、どうぞ。

金丸委員 文化財の保存ということと文化財の活用って一見何の矛盾もないように見えるけれども、現実の場面になると結構矛盾が生じる可能性もあるな、というふうに思うんですね。だからこの保存と活用というものについて、文化財振興課ではどういうイメージでこれを捉えてらっしゃるのか教えていただければと思います。

文化財担当課長 文化財を保存して次世代に繋いでいくためには、活用をしながら次世代に繋いでいくっていうようなところを取り組んでいくというところがございます。

金丸委員 質問の趣旨がよくわかってなかったかと思いますが、文化財を保存するということは基本的には今の状態を維持することが保存なわけですよ。活用するということは、実は今の状態を変えてしまう恐れがあるわけですから、ここでいう活用というのはこういうことを意味しているんです、というご説明がいただけるとありがたいと思っています。

文化財担当課長 例えばなんですけど、常磐橋は国の史跡ということである現況変更とかがあるわけなんですけども、それも常磐橋の保存活用に関する計画に沿って、文化庁の審議会の中でもどういうことがあの現況変更は認められるかと、保存のために必要な、現況維持のために必要な変更はということかみたいなことをきちんと審議会の中で審議しながら改修に取り組んできたところなんですけども、活用ということが文化財の破壊につながるようなことではないんですね。

金丸委員 私の言っているのは、一見矛盾しているに見えるので、そうじゃなくて、ここでいっている活用はこういうことを言っているんですと、だから保存と両立するんですよって言っていただければ、それで納得できると思います。

文化財担当課長 はい、例えば活用の1例であれば、飯田橋の駅でも外堀の、どういう歴史的な価値があるとか、そういうところを標柱説明版で案内したりとか、史跡を見える化とか説明をしてその意味づけとか価値づけというところを多くの人に知っていただく、区の歴史を知っていただくような活用の仕方をしております。具体的には石垣を見せたりとか、その説明をして歴史を伝えていくような、そういう形での活用だったりとか、あとは歴史を知るような講座をその文化資源を活用しながら伝えていくとか、具体的な事業としてはそういうことになるかと思っています。

金丸委員 ありがとうございます。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。保存したものを展示したり見せたり、そういったものを区民にも知らせていくっていうのも1つの活用なのかなというふうに受け取りました。

金丸委員 それはそれでそうなんだなというふうに受け止めますけれども、先ほどご説明のあった常磐橋の問題、あれは国の史跡ですよ。だから、国がそういう審議会なんかを使ってどこまでやるかということを検討している

と。千代田区の場合にもやっぱりそういう審議会があって、そこで同じようなことやっていくというふうに理解すればよろしいでしょうか。

文化財担当課長 はい、そうでございます。千代田区の指定文化財も、例えば直近で言えば河鍋暁斎の幕絵だったりとかも今回修理するにあたって審議会の方に諮問して修理の過程も全部ご審議いただいて修復して、きちんと次に繋いでいくための保存をしていくというようなことも千代田区の文化財保護審議会の中でご審議いただいているところです。

金丸委員 ありがとうございます。

堀米教育長 他にございますでしょうか。はい、俣野委員。

俣野委員 この文化財っていうのは、特に当区の場合だと非常にその対象になるものが多いと思うんですね。その辺がだいたいざっくりですけども、どのくらいの件数になるものなのかなっていうことです。

文化財担当課長 はい、昨年度に少し区の方で調査をしまして、指定文化財に関しては294件。あと未指定のもので、それに付随するようなものは626件で、合計が件数でいえば920件程度が対象となるのではないかとこのところでございます。既にその920件のうち国や都、あと区で指定されている文化財としては294件っていうようなところですね。区によっては指定文化財の候補に挙がるようなものを登録文化財としているような区もあります。千代田区はそういう登録文化財制度というのは取り入れてないんですが、候補になるようなものっていうところで多分1000件弱というところになっていると思います。あと、文化財保護法が昨年度も改正されて食文化なんか文化財として含めていくというような流れもありますので、裾野を広げていけばたくさん出てくるかと思うんですが、その辺でやはり委員おっしゃるように、千代田区はいろいろ数が多かったりっていうところで、その現状把握っていうところを皆さんとまた共通認識していくところも、まずはスタートラインなのかなと思ってます。

俣野委員 ありがとうございます。

堀米教育長 はい、他にございますでしょうか。

子ども部長 はい。

子ども部長 先程金丸委員からお話をいただきました、教育委員会として教育長に委任をしている事項の中に含まれるのかどうかという話ですけども、千代田区教育委員会の権限委任に関する規則というものがあまして、教育委員会規則です。教育委員会で作っているもので、教育委員会が持っている権限のうち、いくつかの事務については、教育長にその事務を委任しますよというものが定めております。かなりたくさん事項を列挙しておりますけれども、ほとんどの90%以上の事務はですね、学校教職員等の職員の服務に関する、その命令に関するものというふうにお考えいただければと思います。従いまして、先ほどご指摘いただいたような委員さんの委嘱にかかるような事務について、規則の中で委任されているというものではございません。

堀米教育長 よろしいでしょうか。はい。

金丸委員 そうだとすると、今この状態で8月の末まで何もできないということはあまり適切だとは思えないので、この文化財の委員の選任について、今回に限定して教育長に委任するという事は可能なのでしょうか。

文化財担当課長 そうですね。委嘱状は教育委員会、ちょっと待ってください。

子ども部長 先程の教育委員会が委嘱する、これは要綱なんですけど、教育長が要綱の施行について必要な事項を定めることができるという条項は、あることはありますが少なくとも委任の規則にはないですね。先ほどの委任の規則の中で、教育長がその規則の施行について必要な事項を定めることができるとありますけれども、その条文からするとそもそも規則に定まっていな事項を教育長が追加するというのと、施行に関して別に定めるというのとはちょっと意味が違うかと思えますので、ちょっと難しいかもしれません。

金丸委員 この件に限定して教育委員会として教育長に選定と委嘱を委任するという処理が可能であれば、今この段階でしておかないと困るのではないかという質問なんです。

子ども部長 ありがとうございます。本件委嘱というのがどのような事務手続きが必要なのかというのは、改めて事務局の方で確認をいたしまして、今いただいたご意見を踏まえてですね。文化財担当も含めて事務執行上、今回のスケジュールに合わせる形でご配慮いただいたというふうに受け取っておりますので、できるだけスムーズに出来るように事務局サイドで改めて考えさせていただいて、またご報告を差し上げたいと思います。

金丸委員 要するに今日が終わると次の教育委員会は8月後半ですので、少なくともこの1か月間、事務が動かないということは適切ではないとは思っているんですね。具体的な処理はご検討いただいてもいいんですけども、今とりあえずここではそういう委任の動議を出して、それを可決していただいて、そのやり方については内部的に検討していただくにしても、その動議だけはするべきではないか。その動議についての賛否を取っておいた方がいいのではないかということです。

堀米教育長 ありがとうございます。そういうことであれば、いわゆる教育委員会が委嘱することについて、教育長にそれを委任するという事で委員さん方がいかがでしょうか。賛成の方、挙手を。
(全員挙手)

堀米教育長 ありがとうございます。この場においてそのように可決しましたので、事務局の方で検討していただきながら、早速進めさせていただければというふうに思っております。どうもありがとうございました。

子ども部長 ありがとうございます。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。それでは続きまして、いじめ、不登校、白鳥教室の状況報告について、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長 はい、指導課長です。私からは令和3年6月のいじめ、不登校、白鳥教室の状況についてご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。まずいじめにつきましては、5月からの継続が7件となります。継続の案件につきましては、学校いじめ対策委員会を中心に再発防止に向けた取り組みを進めているところでございます。今後も各学校においては、いじめの定義に基づき、確実な認知を行ない早期発見、早期対応ができるように働きかけていきます。

続いて不登校についてです。4月からの欠席・出席停止日数の合計が30日を超えたのは、小学校18名、中学校・中等教育学校28名、合計で46名となりました。この数字は5月から25名の増加となります。また、転出による解消が1件となります。6月になりまして登校に対しさまざまな課題を感じ、欠席日数が増えてくるケースが多く見られます。各学校に対しましては、児童、生徒や家庭に確実に連絡をとり、本人や家庭の思いを尊重しながらサポートするよう依頼、指導しております。

最後に白鳥教室の利用状況についてです。6月の新規登録者は3名。そして登録済みではありましたが、先月6月に初めて利用したものが1名、計4名となります。先月末の利用者数は14名となります。白鳥教室の登録者数は昨年度を上回るペースで増加しております。通室児童、生徒が安心して過ごすことができるよう、白鳥教室のサポート体制の充実を進めてまいります。また、各学校と児童、生徒の情報を共有しながら連携を進めていけるようにいたします。本件についての説明は以上となります。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。ご質問等ありましたらお願いいたします。俣野委員どうぞ。

俣野委員 はい。不登校者数、6月末でだいぶ増えているんですけども、昨年に比べてこんなもんなんですか。その現状を教えてください。

堀米教育長 指導課長、お願いします。

指導課長 はい、指導課長です。昨年度はコロナ禍ということもあり、4月5月が休校ということもありますので、この時期とのきちんとした比較はできませんけれども、例えば昨年度の8月末の時点での不登校者数は33名、それから一昨年度、令和元年度になりますけれども、こちらの6月末、今回の報告と同じ時期ですけれども、こちらの不登校者数は34名ということで、いずれと比較いたしましても、今年度令和3年度につきましては不登校者数が増えているというような現状になります。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。はい。俣野委員どうぞ。

俣野委員 令和元年度で34名が今回46名ということはだいぶ増えてるおりますけども、そこで考えられる原因とか、コロナ禍による影響とか、そういったものはいかがなものなんでしょうか。

堀米教育長 はい、指導課長お願いします。

指導課長 はい、指導課長です。コロナ禍による影響というものもちろんあるかもしれませんが、不登校による原因は、児童、生徒によってさまざまござ

いまして、学業不振ですとか、友達関係とのトラブル、家庭環境さまざまとなっておりますので、一概にきちんとした精査比較をしたわけではないのですけれども、コロナ禍による影響も多少あるかもしれないと捉えております。

俣野委員 はい、ありがとうございました。

堀米教育長 他にございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい、よろしいでしょうか。続きまして、令和3年度指導課訪問の実施につきまして、指導課長説明をお願いします。

指導課長 はい、指導課長です。引き続きまして私の方から令和3年度の指導課訪問の実施について説明をさせていただきます。こちらの方も資料を用意させていただきましたのでご確認ください。1学期の指導課訪問は緊急事態宣言の発令に伴いまして、予定していた11校園のうち9校園が実施できませんでした。実施できた2校園は6月30日の昌平幼稚園、7月5日の昌平小学校のみとなります。委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございました。1学期に実施できませんでした残りの9校園の指導課訪問の日程につきましては、各校園との調整の上、お手元の資料のとおり決定をさせていただいたところです。なお9月以降に再度緊急事態宣言が発令された場合におきましては、各学校園長の意向を伺った上で、例えば訪問者を最小限にして実施する、または、3学期に延期して実施するなどの実施方法について改めて検討してまいりたいと考えております。本件についての報告は以上です。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。日程がかなり詰まっておりますけれども、1つよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうぞ金丸委員。

金丸委員 時間というのは午前9時から午後4時ぐらいのイメージで考えておけばよろしいでしょうか。

堀米教育長 指導課長お願いします。

指導課長 はい、指導課長です。学校園ごとにそれぞれまたお示しさせていただきますけれども、基本的には10時から4時というのを基本ラインとして考えております。

堀米教育長 はい、わかりました。ほかにご質問ありますでしょうか。

(なし)

堀米教育長 よろしいでしょうか。

◎日程第3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(8月5日号)

堀米教育長 はい。それでは日程第3その他事項に入ります。教育委員会行事予定表、広報千代田8月5日号の掲載事項につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長 はい、子ども総務課長です。まず、教育委員会行事予定表の方をご覧ください。本日の教育委員会定例会の後は予定が8月24日まで入っていない状況です。8月10日の教育委員会の定例会につきましては、案件が今のところ予測されないので実施しないというところで整理をしております。裏面にいただきまして、緊急事態宣言が8月22日を終期としておりますので、この緊急事態宣言の取り扱いがどうなるかで、もしかしたら8月23日にご議決いただくような事案が発生するかもしれませんので、その時にはご案内をいたしますのでよろしくをお願いいたします。翌24日は定例会でございます。その他、9月3日、9月6日に指導課訪問が入っておりますのでよろしくをお願いいたします。

続きまして、広報千代田8月5日号広報原稿一覧をご覧ください。8月5日号の1面は、私たちが秋葉を守るところで、秋葉安全安心プロジェクトに関して特集が組まれてございます。こちら昌平小学校等がある地域となっておりますので、児童の健全育成のためにもというところで、この安全安心プロジェクト動いておりますので、ご承知おきいただければと存じます。その他、子ども部から3件、地域振興部からは9件広報の原稿が上がっているところでございます。

まず、子ども部関係でございます。児童・家庭支援センターからは「親と子の絆プログラム」すこやか子育て講座と、あと2つ目のノーバディズ・パーフェクトのプログラムについての講座のご案内でございます。

学務課からは、中学校卒業程度認定試験のご案内が載る予定でございます。その他は表記のとおりとなっておりますので、後程ご確認いただけたらと存じます。説明の方は以上でございます。

堀米教育長 ありがとうございます。ご質問ありましたらお願いいたします。
(なし)

堀米教育長 はい、よろしいでしょうか。

それでは教育委員さんから情報提供等ございましたらお願いしたいんですが。はい、金丸委員どうぞ。

金丸委員 今日の日経に載っていたのですけれども、東京都の府中市が9月から市立小学校の児童の登下校時等の位置情報を記録できる見守りネットワークシステムを導入するというニュースが載っております。児童が持つ端末から発信する信号により位置情報を記録する仕組みになっているそうです。システムを提供する福岡市の会社と協定を結んだ、いうふうになっていて、子どもが行方不明になるなどのトラブルが発生した場合に、保護者の承諾を得て警察当局にその位置情報を提供するというシステムだそうです。これを子どもがみんな携帯持っているわけじゃないですが、子どもはみんなタブレットを持っていて、学校の行き帰りに多分タブレットの持ち

運びしているんじゃないかと思うんですね。それを使って同じようなシステムが安価に出来るようであれば、千代田区でも検討する価値があるのかなと思って情報提供させていただきます。

堀米教育長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

はい、中川委員どうぞ。

中川委員 情報提供といいますか、コロナの低年齢感染者がすごく増えてきて、昨日の新聞を見ていると、近隣区でも保育園とか小学校に広がっているの、気をつけないといけないなというふうに思いました。

堀米教育長 ありがとうございます。家庭内感染がぼちぼち報告が来ていますけど、それほど今現在で千代田区でパッと広がっているということは今のところはないんですけども、今後気をつけていかなきゃいけないですね。

中川委員 そうですね。

堀米教育長 学校の方は夏季休業に入りましたので、学校以外のところでの活動で感染しないかどうかも含めて気をつけていければというふうに思っています。

ほかにございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長 よろしいでしょうか。それでは、秘密会に入る前にここで5分間の休憩を取りたいと思います。傍聴の方はご退出ください。では、休憩に入ります。